

29年(ワ)第194号 名誉棄損損害賠償請求事件

原告 有田恵子

被告 林正一郎

訴状訂正申立書

平成29年11月6日

千葉地方裁判所八日市場支部民事立会 B 係 御中

原告 有田恵子 印

当初の事件につき、訴状を下記のとおり訂正する。

記

第1 請求の趣旨について

(訂正前)

被告は付属書類甲1号証、「新聞折り込みチラシ」を平成29年10月24日発行の新聞朝刊に折り込んで、旭市内全域に配布しました。このチラシに書かれた私が虚偽告訴罪を犯したという記述は事実無根です。理由は、以下の事実を確認して告発しているからです。

被告はパソコンが全く打てず、メールも出来ず、議会で質問したことも皆無で原稿を書く必要もなく、パソコンを購入する必要性が全くない。

被告が経営する会社の真前には当時パソコンを販売している電気量販店「ヤマダ電機」が営業しており、また近くには同業のケーズデンキもあり、パソコンを販売していない遠方の文具店「三川屋本店」に通信販売主体の「パソコンレノボ」をわざわざ取り寄せて貰う必要性は全くない。

「三川屋本店」を訪問し、パソコンを販売したことがあるかどうかを聞いたところ、社長夫婦は異口同音に「うちは代理店でもないし、パソコンは取り寄せたことも、販売しこともない」と即答された。

三川屋には被告の領収書偽造の頼みを断れない事情があります。理由は、三川屋旭駅前店の空き室を被告に頼んで旭市に借りて貰った恩義があります。三川屋国道店は被告の所有するビルのテナントであり、大家の頼みを断れなかったものと推定されます。

この新聞折り込みチラシを読んだ市民は私が偽告訴罪を犯した犯罪人と疑うでしょう。このまま黙っておれば市民の疑問は確信に変わるでしょう。旭市民全員が「私が偽告訴の罪を犯した犯人」と確信することになります。被告の虚偽

のチラシ配布は、名誉棄損に該当する重大な犯罪行為であり、絶対に許すことは出来ません。

(訂正後)

被告が旭市内全域に配布した付属書類甲1号証、「新聞折り込みチラシ」に記載されている被告が旭警察に逆告訴し、私が捜査されているような事実はありません。あたかも私が虚偽告訴罪を犯したかのような記載は事実無根です。私は旭全市民に、犯罪者と疑われております。これは重大な名誉棄損に該当します。

- 1、 被告は、原告に対し、500万円支払え。
- 2、 訴訟費用は被告の負担とする。

第2、請求の原因

(訂正前)

被告は、虚偽の情報をチラシで旭市内全域にばらまき、私の名誉を著しく貶めました。その損害を賠償して頂きたいと思っております。私が虚偽告訴をしていないことは以下の方法で簡単に証明されます。三川屋が仕入れたと言っている相手先のパソコン卸業者を訪問し、三川屋にパソコンを卸した証拠の売上伝票を閲覧すればよいのです。伝票は税務申告提出後7年間の保存義務があり、必ず保存されているはずで、これを見せて貰えばよいのです。

伝票があれば私が偽告訴罪を犯しており、なければ偽告訴罪を犯していないこととなります。私は卸業者に三川屋さんに対する売上伝票は存在しないと確信しております。無ければ被告は、政務調査費の不正請求(詐欺罪)を犯していることが証明され、チラシが虚偽であることが証明されます。

損害額は膨大と想定されるがその計算は困難である。被告が撒いたこのチラシが虚偽であることを市民に周知させるために、被告は5百万円の損害賠償を支払え。

(訂正後)

私は被告を「政務活動費」の不正請求の疑いで告発しましたが、以下の事実を確認して告発しており、虚偽ではありません。

被告はパソコンが全く打てず、メールも出来ず、議会で質問したことも皆無で原稿を書く必要もなく、パソコンを購入する必要性が全くない。

被告が経営する会社の真前には当時パソコンを販売している電気量販店「ヤマダ電機」が営業しており、また近くには同業のケーズデンキもあり、パソコンを販売していない遠方の文具店「三川屋本店」に通信販売主体の「パソコンレノボ」をわざわざ取り寄せて貰う必要性は全くない。

「三川屋本店」を訪問し、パソコンを販売したことがあるかどうかを聞いたところ、社長夫婦は異口同音に「うちは代理店でもないし、パソコンは取り寄

せたことも、販売しこともない」と即答された。

三川屋には被告の領収書偽造の頼みを断れない事情があります。理由は、三川屋旭駅前店の空き室を被告に頼んで旭市に借りて貰った恩義があります。

三川屋国道店は被告の所有するビルのテナントであり、大家の頼みを断れなかったものと推定されます。

私が虚偽告訴をしていないことは以下の方法で簡単に証明されます。三川屋が仕入れたと言っている相手先のパソコン卸業者を訪問し、三川屋にパソコンを卸した証拠の売上傳票を閲覧すればよいのです。伝票は税務申告提出後7年間の保存義務があり、必ず保存されているはずで、これを見せて貰えばよいのです。

売上傳票があれば私が虚偽告訴罪を犯しており、なければ虚偽告訴罪を犯していないこととなります。私は卸業者に三川屋さんに対する売上傳票は存在しないと確信しております。無ければ被告は、政務活動費の不正請求（詐欺罪）を犯していることが証明され、チラシが虚偽であることが証明されます。